

国指定涸沼鳥獣保護区

涸沼特別保護地区

指定計画書

(環境省案)

平成26年 月 日

環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

涸沼特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

涸沼川左岸と県道水戸神栖線涸沼大橋の下流側交点を起点として、公有水面界を東に進み、茨城町下石崎地点において涸沼川左岸堤防を北北西に進み、後谷川と涸沼川との合流点に至り、同合流点から更に後谷川右岸堤防を北に進み、涸沼の大貫地区堤防(1号)に至り、同堤防を南東に進み同堤防の延長線で涸沼川を横断し、涸沼川右岸堤防との交点に至り、同堤防を南に進み大洗町と鉾田市との市町村界に至り、同地点から公有水面界を西に進み涸沼川右岸と県道水戸神栖線涸沼大橋下流側との交点に至り、同県道を北に進み起点に至る線により囲まれた区域。なお、区域境界線の県道、堤防敷は除く。

(3) 特別保護地区の存続期間

平成26年11月1日から平成46年10月31日まで(20年間)

(4) 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護地区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、茨城県の中央部に位置し、鉾田市、茨城町及び大洗町にまたがる涸沼及びその周辺湿地で構成されている。涸沼には涸沼川、大谷川等が流れ込み、那珂川を經由して太平洋に流れ出る。海まで約10kmであり、満潮時には海水が逆流する汽水湖となっている。

鳥類は88種以上が確認されており、冬季にはマガモ、スズガモ等のカモ類が毎年概ね1万羽以上渡来し、涸沼及び周辺湿地を採餌や休憩の場、ねぐら等として利用するなど、渡り鳥の越冬地として重要な区域となっている。特にスズガモは、東アジア地域個体群全体の1%を超える5,000羽程度が毎年渡来し、国際的にも同個体群にとって重要な区域である。猛禽類では、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類のオオワシが毎年定期的に越冬するほか、準絶滅危惧種のオオタカ等の生息が確認されている。

このように、当該鳥獣保護区の中でも涸沼及びその周辺湿地は、カモ類の採餌や休憩の場、ねぐら等に利用されていることから、特に重要な区域として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 集団渡来地の保護区として、スズガモをはじめとするガンカモ類の良好な生息環境が維持されるとともに、持続可能な利用が促進されるよう、地方公共団体、地域住民等と連携協力し、適切な管理に努める。
- 2) 違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。
- 3) 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 4) 鳥類の生息に影響を与えない範囲で、環境学習の場として活用を図る。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 935 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 — ha
農耕地 — ha
水 面 920 ha <干潟 —ha>
その他 15 ha

イ 所有者別内訳

国有地	— ha						
国有林	林野庁所管	— ha	制限林	— ha	保安林	— ha	
		文部科学省所管		— ha		普通林	— ha
	(以下所管省庁別に記載)			その他			— ha
	国有林以外の国有地 (所管省庁別に記載)		— ha				
地方公共団体有地	— ha		都道府県有地	— ha			
			市町村有地等	— ha			
私有地等	15 ha						
公有水面	920 ha						

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

河川区域	935 ha	
茨城県立自然公園条例による地域 (大洗県立自然公園)	919 ha	特別保護地区 1 ha 特別地域 909 ha 普通地域 10 ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、茨城県の中央部に位置し、鉾田市、茨城町、大洗町にまたがる涸沼全域及びその周辺湿地である。

イ 地形、地質等

当該区域は、那珂川河口部から約 10 km の距離に位置する面積 935 ha、平均水深 2.1 m の汽水湖である涸沼とその周辺湿地からなっている。

涸沼がある場所はかつて海の一部であったが、海面の後退や、那珂川の氾濫による土砂の堆積、明治 30 年代から昭和 40 年代にかけての涸沼周辺での干拓事業によって現在の地形へと変化していった。

ウ 植物相の概要

当該区域では、ヨシ、マコモ等の抽水植物群落が確認されている。また、涸沼への流入河川の河口部では、環境省のレッドリストに掲載されている準絶滅危惧種のミズアオイが生育している。

また、干拓事業や護岸整備等により減少した湖岸植生帯の再生のための取組が進められている。

エ 動物相の概要

当該区域では、マガモやカルガモ、スズガモ等の多くのカモ類の渡来が確認されているほか、猛禽類では、絶滅危惧Ⅱ類のオオワシが毎年定期的に越冬する他、準絶滅危惧種のオオタカの生息が確認されている。また、周辺のヨシ原ではオオヨシキリが繁殖するなど、これまでに 14 目 35 科 88 種以上の鳥類が確認されている。

また、魚類相も豊富であり、フナ等の淡水魚やボラ等の回遊魚等が確認されている。昆虫類では絶滅危惧ⅠB類のヒヌマイトトンボの生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

カワウによる水産業被害が見られる。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項
当該区域において、第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項
特別保護地区用制札

6 本

生息する鳥獣類

No.	目	科	種または亜種	種の指定等
ア 鳥類				
1	キジ	キジ	キジ	
2			コジュケイ	
3	カモ	カモ	マガン	NT、国天
4			コハクチョウ	
5			オオハクチョウ	
6			オカヨシガモ	
7			ヒドリガモ	
8			○ マガモ	
9			○ カルガモ	
10			ハシビロガモ	
11			オナガガモ	
12			○ コガモ	
13			○ ホシハジロ	
14			○ キンクロハジロ	
15			○ スズガモ	
16			ホオジロガモ	
17			ミコアイサ	
18			カワアイサ	
19	カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ	
20			アカエリカイツブリ	
21			○ カンムリカイツブリ	
22			○ ハジロカイツブリ	
23	ハト	ハト	キジハト	
24	カツオドリ	ウ	○ カワウ	
25	ペリカン	サギ	ヨシゴイ	NT
26			ゴイサギ	
27			アカガシラサギ	
28			アマサギ	
29			アオサギ	
30			ダイサギ	
31			チュウサギ	NT
32			コサギ	
33	ツル	クイナ	バン	
34			オオバン	
35	カッコウ	カッコウ	ホトギス	
36	チドリ	シギ	クサシギ	
37			キアシシギ	
38			ソリハシシギ	
39			イソシギ	
40			トウネン	
41		ツバメチドリ	ツバメチドリ	VU
42		カモメ	○ ユリカモメ	
43			ウミネコ	
44			○ セグロカモメ	
45			コアジサシ	VU
46	タカ	ミサゴ	ミサゴ	NT
47		タカ	トビ	
48			オオワシ	VU、国内希少
49			チュウヒ	EN
50			ハイイロチュウヒ	
51			オオタカ	NT、国内希少
52			サンバ	VU
53			ノスリ	
54	フクロウ	フクロウ	コミズク	
55	ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ	
56	キツツキ	キツツキ	コゲラ	
57	スズメ	カササギヒタキ	サンコウチョウ	
58		モズ	モズ	
59		カラス	ミヤマガラス	
60			ハシボソガラス	
61			ハシブトガラス	
62		シジュウカラ	ヤマガラ	
63			シジュウカラ	
64		ヒバリ	ヒバリ	
65		ツバメ	○ ツバメ	
66		ヒヨドリ	ヒヨドリ	
67		ウグイス	ウグイス	
68		エナガ	エナガ	
69		メジロ	メジロ	
70		センニュウ	オオセツカ	EN、国内希少
71		ヨシキリ	オオヨシキリ	
72			コヨシキリ	
73		セツカ	セツカ	
74		ムクドリ	○ ムクドリ	
75		ヒタキ	シロハラ	
76			ツグミ	
77			ジョウビタキ	

78	スズメ	○ スズメ	
79	セキレイ	ハクセキレイ	
80		セグロセキレイ	
81		タヒバリ	
82	アトリ	カワラヒワ	
83		ベニマシコ	
84		シメ	
85	ホオジロ	ホオジロ	
86		カシラダカ	
87		アオジ	
88		オオジュリン	
合計 (種)	14	35	88

(注)

1 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会2012)に拠った。

2 種の指定等の要件は次のとおりである。

環境省レッドリスト(平成24年改訂)

CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、

LP:絶滅のおそれのある地域個体群

国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国天:国指定天然記念物

3 ○印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第6項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

生息する鳥獣類

No.	目	科	種または亜種	種の指定等
<u>イ 獣類</u>				
1	ネコ	イヌ	○ タヌキ	
2			○ キツネ	
3		イタチ	○ イタチ	
4	ウサギ	ウサギ	○ ノウサギ	
合計 (種)	2	3	4	

(注)

1 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会2012)に拠った。

2 種の指定等の要件は次のとおりである。

環境省レッドリスト(平成24年改訂)

CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、

LP:絶滅のおそれのある地域個体群

国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国天:国指定天然記念物

3 ○印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第6項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

